

受託研究契約書（例）

徳島県立工業技術センター（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い、「〇〇」に関する受託研究（以下「研究」という。）の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約に定める事項及び徳島県頑張る企業技術支援事業実施要綱（添付文書：以下「実施要綱」という。）を信義に基づき誠実に遵守し、信頼関係を持って研究に取り組むこととする。

（研究内容）

第2条 甲は、次の研究を実施する。

- （1） 研究題目 〇〇に関する研究
- （2） 研究目的 〇〇〇〇〇〇
- （3） 研究内容 〇〇に関する研究

（実施場所）

第3条 研究の実施場所は、次のとおりとする。

- （1） 甲 徳島市雑賀町西開1-1-2  
徳島県立工業技術センター

（実施期間）

第4条 研究の実施期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（研究員）

第5条 甲は、次のとおり職員を研究に参加させるものとする。

- （1） 甲 〇〇担当 職 氏名

（費用の分担）

第6条 実施要綱第23条に規定する経費は、受託研究申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。

2 乙は、実施要綱第23条に定める研究負担金として、〇〇〇〇〇〇円を限度として、甲が発行する納入通知書により甲が指定する納期限内に納付しなければならない。

3 前項の甲が発行する納入通知書の通知日は、実施要綱第23条第2項に規定する7割金については受託研究契約書の契約締結日、残額については実施要綱第30条第1項に規定する費用通知書を乙に通知した日とする。

4 甲は、乙が第2項に定める納期限内に前項の7割金を納付しない場合は、研究を中止又は廃止することができる。

（研究対象経費により取得した設備等の帰属）

第7条 研究経費により県が取得した設備等は、県に帰属するものとする。

（特許出願）

第8条 甲は、研究の結果、発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとする場合は、単独で行うものとする。

（特許料等）

第9条 甲は、前条の出願に係る特許権の取得及び管理のために必要なすべての費用を負担しなければならない。

（優先実施権）

第10条 甲は、第8条の規定による甲の研究の成果に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権に係る発明を乙又は乙の指定する者が優先的に実施しようとして甲に申し出た場合は、乙又は乙の指定する者に対し、実施契約後、特許登録の日から最長5年間優先的に実施させることができる。

2 前項の優先的に実施させることができる期間については、甲が乙や県内企業の状況を総合的に判断して定めることができる。

(実施料)

第11条 当該特許権について徴収する実施料は、別に定める実施契約に基づくものとする。

(準用)

第12条 第8条から第11条までの規定は、意匠権及び意匠登録並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(成果の公表)

第13条 甲及び乙は、研究実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとする場合は、それぞれ相手方の同意を必要とする。

2 研究終了後の成果の公表については実施要綱第38条の定めるところとする。

(中止等の場合の費用負担)

第14条 乙は、甲が次に当たると認められた場合には、実施要綱第23条及び第2項に定める費用の全部を甲に納付しなければならない。

(1) 実施要綱第29条第1項および第2項の規定により、受託研究を中止又は廃止した場合

(2) 第6条第4項及び実施要綱第31条の規定により、受託研究を中止又は廃止した場合

(3) 乙に、研究が継続できなくなるほど重大な信用失墜行為があったと甲が認めた場合

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めることとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 徳島市雑賀町西開11-2  
徳島県立工業技術センター  
所長

乙 所在地  
会社名  
代表者名